

# 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 第12回資源循環経済小委員会

## 議事録

■ 日時：令和7年8月12日（火）10：00～12：00

■ 場所：対面・オンライン開催（Teams）

➤ 出席者：梅田委員長、石坂委員、石山委員、大和田委員、岡部委員、  
金澤委員、斎藤委員、澤田委員、末吉委員、醍醐委員、高尾委員、  
所委員、町野委員、三室委員、山本委員

■ 議題：

○指定脱炭素化再生資源利用促進製品の対象製品について

（業界団体ヒアリング結果報告／事務局説明）

○指定再資源化製品への製品追加について

（業界団体ヒアリング結果報告／事務局説明）

○今後の進め方について

○自由討議

■ 議事概要

○梅田委員長 それでは、ただいまより第12回資源循環経済小委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。司会を務めます委員長の梅田です。よろしくお願ひいたします。

本委員会は、対面とオンラインのハイブリッド形式で開催し、委員会の模様はYouTubeにてライブ配信いたします。

まず開会に当たりまして、三牧課長より一言、開会の御挨拶、よろしくお願ひいたします。

○三牧資源循環経済課長 7月1日付で田中の後任で参りました三牧でございます。

前回6月26日の小委員会も傍聴させていただいたのですけれども、その場で5月に法律改正しました資源法の項目のうち2つ、指定脱炭素化再生資源利用促進製品の対象製品と指定再資源化製品への製品追加についての、ワーキングのほうで、業界ヒアリングを山本座長の下、行っていただくということを決めていただきまして、本日、その内容も含めて報告を受けた上で皆様に御審議いただくと。あと、大変お暑い中、そしてまさにお盆の時期ではありますけれども、前回以上の出席者で、非常にお忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

非常に大事な政策だと我々は思っていますし、まずは第一歩というところかもしれませんけれども、やはり大きな一步だと思いますので、今日も実りある審議ができればと思いますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

○梅田委員長 三牧課長、どうもありがとうございました。

それでは、議事に先立ち、事務局から出欠状況の確認をお願いいたします。

○葉山資源循環経済課統括補佐 ありがとうございます。資源循環経済課課長補佐の葉山でございます。今日もよろしくお願ひいたします。

委員の出席状況につきましては、栗生木委員、池田委員が御欠席と御連絡をいただいております。それから、石山委員、大和田委員、岡部委員、金澤委員、末吉委員、三室委員につきましてはオンラインで御出席と承っておりますけれども、本委員会は過半の委員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしていることを御報告いたします。

○梅田委員長 葉山補佐、ありがとうございました。

私が悪いのですけれども、お盆の時期に設定して本当に申し訳ないです。出席いただいて、ありがとうございます。

それでは、次に資料の確認について、葉山補佐からお願ひします。

○葉山資源循環経済課統括補佐 本日の資料ですけれども、資料1から資料5までの合計5種類の資料がございます。お手元の i P a d にて御確認いただければと思います。また、オンラインで御参加いただいている委員の皆様におかれましては、事前にお送りしているメールに添付をしておりますので、そちらを御確認ください。もし不備などございましたら、事務局にお申しつけください。

○梅田委員長 葉山補佐、ありがとうございました。

本日は、指定脱炭素化再生資源利用促進製品及び指定再資源化製品について、先日、本小委員会の下部のワーキンググループにて実施された事業団体ヒアリングの報告を山本委員から、それを踏まえた事務局の製品指定案についての説明及び改正資源有効利用促進法・政省令公布に係る今後の進め方について事務局より説明いたします。内容については資料3から5にまとめてございますので、そちらをお手元に御用意いただきますようお願いいたします。

予定では12時までしておりますが、議事が早めに終わりましたら12時より前に閉会とさせていただきますと書いてありますけれども、そんなこと一度も起きたことがない。本日もぜひ御活発な意見交換をよろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

初めに、脱炭素化再生資源利用ワーキンググループ座長である山本委員から、ワーキンググループにて実施された業界団体ヒアリングの結果を御報告いただき、その後、事務局よりワーキング結果を踏まえた対象製品案の御説明に移らせていただきます。内容については、資料3及び資料5にてまとめてございますので、そちらを御用意いただきますようよろしくお願ひします。

それでは、山本委員、よろしくお願ひします。

○山本委員 ありがとうございました。下部のワーキングで座長をさせていただきました山本でございます。説明させていただきます。

初めに、脱炭素化再生資源利用ワーキンググループのほうなのですけれども、資料3でございまして、こちらをおめくりいただきますと、スライド3に概要を書いてございます。

7月25日に、自動車業界、電気電子機器業界、容器包装業界からヒアリングをさせていただきました。ヒアリングの内容につきましては共通で、その下部にあります1、2、3、4、5という大きな項目について事前に幾つか質問をさせていただくと。それに御回答いただくという形でワーキングを実施いたしました。

次のページから各団体の結果報告になりますけれども、大部にわたっていまして、私が上手に全部説明できる自信はありませんので、ぜひ紙のほうを信じて、私の話を聞き流すぐらいでよく読んでいただければと思います。

スライド4でございます。初めに、自動車業界へのヒアリング項目1、2でございますけれども、最初だけ少しヒアリング項目のほうも確認しますと、1が回収体制及び分離・再利用の技術的 possibility ということで質問させていただいております。回収の体制の整備がどうかということ、それから分離・再利用の技術についてどのような状況かということを聞いているわけでございますけれども、自動車業界からは、太文字にありますように、再プラの利用拡大に向けて、質、量、コスト全ての点で課題を認識していると。特に自動車業界における需要側の要求レベルと供給側のギャップを埋めるような取組を今後、双方ということだと思いますが、継続していく必要があるということかと思います。

それに関連して、環境省で産官学連携コンソーシアムということで、自動車のOEMから部品、それからリサイクラーを合わせてコンソーシアムという形で、どのように再生プラの質と量を確保できるかという検討をしているという報告がありました。さらに、供給体制の整備についても環境省サイドで設備に対する支援策などがある点や、あるいは自工

会、需要側も再プラに求められる品質の目安を既に公表済みですというお話をいただきました。

2番目の点に移りますけれども、現状の再生材利用量及び将来に向けた拡大可能性につきましても、太字にありますように、自工会から既に中長期ロードマップということで、2030年目標、あるいは2035年、2045年と長期にわたるロードマップが既に示されておりまして、その中でどのぐらい不足するか。具体的には供給量30万トン不足ということが既に公表されているところであります。さらに、自工会がこれを公表したのは2024年9月、その後、さらに追加アンケートを実施している中で、需要は積み増されているということですので、ますます供給不足という状況にあるという現状についての報告がございました。

次、スライド5に移りたいと思います。質問の3でございますけれども、義務化による供給拡大や技術開発促進の可能性ということで、これにつきましては、自動車業界からは、既に再プラ活用に向けてロードマップも示されておりますので、需要喚起という点では、この指定によって影響はそれほどないと考えているけれども、今回の制度は需要側を対象としているため、供給側への義務がないので、供給量拡大に本当につながるのかという疑問を呈されておりました。

次に、4でございますけれども、足切り基準や今後の計画・定期報告、それに向けたスケジュールについてという質問でございますが、これにつきましては、自動車はグローバルにサプライチェーンを構築しております、世界中でいろいろなものを調達していると。その点数も、2つ目の太字の下にございますように、3万点から5万点という非常に大きな数の部品を組み上げていることもあります、これらを整合的に管理するためのシステムをつくっていくことは非常に時間がかかるということがありまして、報告開始時期について、2031年以降へ後ろ倒ししたいという要望がございました。

また、報告におけるルールなどにつきましても、グローバルといった様々な規制、欧州のELVなどの規制との整合性というのがやはり必要であろうというようなことが述べられておりました。

めくっていただきまして、スライド6でございますが、その他再生材料に関して考慮すべき事項ということで、上の最初の1つ目の太字ですけれども、日本全体を対象とした、それぞれの質のレベルに応じた需給の分析というのを、他産業も含めてもうちょっと密にやっていく必要があるだろうというような御指摘を受けています。また、製品指定におきましても慎重な判断を要望ということで、そのような中長期的な産業育成という点をぜひ

考慮してほしいということ。

自動車の開発が10年ぐらいかかるということもあって、これから新しいものをつくっていくのは10年先のことを今考えるということですので、供給側との体制の整い具合によつては、輸入再生プラを用いるようなことというのは当初の目的にも合わないだろうということで、関係業界も含んだ形での審議をぜひ進めてほしいというような指摘をいただいております。

時間の関係で、自動車については以上でございます。

続きまして、スライド7で、電気電子機器業界に移らせていただきます。

1番の回収体制についてですが、これにつきましては、今回対象となっている、いわゆる家電リサイクル法の家電4品目でございますので、既に回収ルートは構築済みで、さらには樹脂についても分離・再利用技術が既に家電リサイクルプラントで実施がされていますという回答でございました。

2番目の現状の利用量及び将来に向けた拡大の可能性でございますが、最初の太字で、現状では水平リサイクル1.5万トン程度を2030年目標としているということあります。現時点では1.5万トンができるで、今後、廃プラの回収量が減少する可能性があるということで、それを2030年度も維持していきたいということあります。さらに家電 to Xです。これは今後さらに拡大したい。さらにX to 家電についても拡大に向けた課題は整理していますというような回答をいただいております。

続きまして、スライド8でございますけれども、ヒアリング項目3で義務化の影響につきましては、太文字ありますように、家電4品目が制度対象になることによって再生材の供給拡大や技術開発の促進につながっていくというような想定をいただきました。

それから、4番目のスケジュール、それから足切り基準などについてです。これにつきましては、最初の太字ですけれども、多くの会社を対象にしたほうが再プラの利用拡大及び認知促進が進むという観点から、なるべく早めに現状の足切りで家電4品目がどの程度カバーされているかということは情報提供してほしいという要望がございました。

また、その計画・定期報告につきましても、なるべく早くいろいろなことを告知してほしいという要望、それから、サプライチェーンが長いと想定されますので、これにつきましても再プラの利用が確認できるような仕組みを具体的な報告事項、では何なのかという点、この辺りについても今後詳細について検討していく必要があるだろうというような御指摘を受けています。

めくりまして、スライド9でございます。最後の5ですけれども、その他の点につきましては、まず1つ目が重要な点なのだと思いますが、環境配慮設計に対するインセンティブ制度の検討についての要望がございました。今後、設計認定基準ワーキングなどで議論して整備を進めたいというお考えをいただいております。それ以外には、静脈技術、高度化支援、あるいは需要側、再プラの利用について消費者の理解を進めてほしいという点。それから、CMPについても、今後、整備を進めていく必要があるだろうというような御意見を頂戴しております。

続きまして、スライドの10でございますが、容器包装業界でございます。こちらにつきましては、最初の回収体制のところでございますが、大きな太字のところで、これも容り法に基づきまして、既に自治体による回収体制できているというところでございますが、今後、再プラの利用拡大については、さらに大規模な回収体制の構築、個別回収システム設計などが必要だろうという御指摘をいただいております。また、技術につきましても、その下の太字でございますけれども、もう既に必要な要素技術、ノウハウはあるけれども、それをどの程度かけて、どのぐらいまで手間をかけるか。それは結局コストというところにつながってくるわけですが、これをどのように組み合わせていくかという実用性の観点では、慎重な検討が必要というような御意見をいただきました。

また、2番目の現状の再生材利用量及び将来に向けた拡大可能性でございますが、これは既にこの小委員会でも澤田会長から何度もお話しをいただいているように、CLOMAでは「Circular 30 by 30」ということで、2030年までに30%の再生材を利用する目標が設定されております。また、石鹼工業会でも、2030年までに再生プラとバイオプラの合計使用量2020年比5倍、あるいは日本化粧品工業会でも環境配慮設計指針を発行しております、また、再生プラの使用量基準についてもプラ法で設計認定をしていただいているという状況で取組が見られております。

めくりまして、スライド11ですけれども、3番目の義務化の影響につきましては、再生材の供給拡大及び技術革新について一定の効果を持つというように期待しているということございました。それでも、その効果最大化のためには、定量的な義務化に合わせたインセンティブ設計というのは不可欠だろうと。これは頑張っている人が報われる制度にしてほしいという御意見かと思います。

続きまして、4番目ですけれども、足切り基準や計画定期報告につきましては、今後より多くの企業を対象とするためには、足切り基準は一定期間運用後に見直して段階的な引

下げです。今、年間1万トン規模ということにしていますが、この引下げについても検討が必要ではないかという御意見を頂戴しております。

それから、容器包装に関しては、リードタイムはもちろんあるわけですけれども、品質、それから衛生管理基準、これらのハードルが高いことがありますので、計画を作るときは、それらをぜひ十分考慮してほしいという御意見がありました。特に食品衛生法との関係もあるという御意見でした。

めくっていただきまして、スライド12が容器包装の最後になります。ヒアリング項目5でその他ですが、1つ目の太字で、今後、再プラが継続的に利用されるには消費者への啓発活動で再プラが選ばれて、最終的には、そのコスト増加分を価格に転嫁できるような環境づくりが必要だという御意見を頂戴しています。それから、下の太字になりますが、そのためにはその再プラの需要創出策、あるいは再プラの価格競争力強化、母材となるものの海外流出の抑制、これは離島などを想定かと思いますが、遠隔地の廃プラ、あるいは低品質のプラで現在利用されていないものを有効活用、こういった課題があるという認識を頂戴いたしております。

以上がヒアリングの内容なのですけれども、当日参加されましたワーキンググループ委員からの感想、所感につきましては、スライド13にまとめてございます。製品指定の考え方、需要サイド、供給サイドでの連携の話、主要国の制度との整合性を持ってほしいという話、他の資源循環政策との整合性をとってほしいということ、それから、再生材の計画についての論点などなどいろいろございました。時間の都合もあるかと思いますので、こちらは御一読いただきまして、後ほどまた質疑の際に確認できればと思っております。

取り急ぎ、脱炭素化再生資源利用ワーキンググループは以上でございます。

○梅田委員長　　山本委員、大変ありがとうございました。

それでは、引き続き、事務局より資料5の説明に移らせていただきたいと思います。今井補佐、よろしくお願ひします。

○今井資源循環経済課長補佐　　資源循環経済課の今井と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から資料5につきまして、指定脱炭素化再生資源利用促進製品の対象製品について、提案をさせていただきます。

まず3ページ目でございますけれども、脱炭素化再生資源の指定についてということで、前回の小委員会でも皆様に御審議いただきましたとおり、まずは脱炭素化再生資源として、

再生プラスチックを指定することとしたいと考えてございます。そして、再生プラスチックの定義につきましては、プレコンシューマ材及びポストコンシューマ材の両方を含むものとして規定することを考えております。

指定の考え方としましては、下の表にございますように、脱炭素化の観点、海外依存度の高さから安定供給が求められること、また、技術的、経済的に再生資源の利用が可能ではあるものの、量・質の確保等の課題があり、政策的な措置が必要であること、こういった考え方の下、再生プラスチックを指定したいと考えております。

では、4ページ目をお願いいたします。指定脱炭素化再生資源利用促進製品の指定の考え方としましては、国内の再生プラスチックの供給基盤の確立に向けて、まず需要と供給両輪で取り組むことが必要と考えてございます。そこで、先ほど山本座長から御報告いただいた業界ヒアリングの結果を踏まえまして、再生プラスチックの利用拡大を主導していくたゞく業界として、自動車、家電4品目、容器包装、ただし容器包装の中でP E Tボトル飲料以外の食品や医薬品を除いて、指定することとしたいと考えております。

まず、指定の考え方としまして、自動車につきましては、自動車リサイクル法による回収体制の整備、分離・再資源化に向けた課題整理や検討が進んでおり、業界としても、利用拡大に向けて意欲的に取り組まれている状況というように考えております。また、再生プラの利用規模も非常に大きく、国際競争力のある再生材供給産業の育成に向けて、産業界をリードしていただくという観点からも、自動車を指定対象とすることとしたいと考えております。定期報告に関して、再生プラスチックの利用実績の報告開始時期につきましては、自動車の業界からも要望がございましたけれども、サプライチェーンの複雑さというところも考慮いたしまして、運用面では柔軟な運用を行っていきたいと考えております。ただし、指定に当たっては、再生プラの量、質、コストの課題など供給側の課題への対応ですか、欧州のE L V規則等のグローバルなルールと整合した運用等が今後必要であると考えております。

次に、家電につきましては、家電リサイクル法による回収体制の整備、分離に向けた技術開発状況、再生プラの利用に向けた業界としての意欲、これらを踏まえまして、家電4品目を指定対象とすることとしたいと考えております。ただし、指定に当たっては、さらなる再生プラ利用拡大に向けて消費者も含めた再生プラが利用される環境の醸成ですか、易解体設計が普及する仕組みの整備等、これらの課題への対応が必要であると考えております。

容器包装につきましても、容器包装リサイクル法による回収体制の整備、分離・再生技術が一定程度そろっていること、業界団体として意欲的な再生プラの利用目標を掲げていただいていることを踏まえまして、容器包装を指定対象とすることとしたいと考えております。ただし、指定に当たっては、効率的な回収・選別体制の構築、再生プラを利用した事業者へのインセンティブ、容器包装リサイクル制度の見直しを含めた仕組みの整備等が必要であると考えております。

これらの製品を指定させていただいた際には、再生プラスチックの量・質の改善に向けた供給体制の整備ですとか、事業者における利用拡大に向けた技術開発支援等、政府として必要な支援を積極的に実施していきたいと考えております。

では、次の5枚目に移っていただきまして、今回の制度における計画作成、定期報告、また、取組が不十分な場合の勧告・命令の対象となる生産量、または販売量の要件につきまして、こちらの表のとおり定めることとしたいと考えております。

まず、プラスチック製容器包装につきましては1万トン。こちらについては、食品や医薬品を除いた容器包装全体の約6割をカバーする水準となっております。

自動車につきましては1万台と設定させていただきたいと考えております。こちらは現行の資源法における要件が1万台となっていることや、国内大手メーカー全てが対象となる水準でございます。

また、家電4品目につきましてはそれぞれ5万台と設定させていただきたいと思っておりまして、こちらは現行資源法における5万台が要件となっていること、また、生産量及び輸入量の9割以上をそれぞれカバーする水準となっております。これらの要件につきましては、十分に政策的効果が見込まれる水準というように考えております。

では、次のページに移っていただきまして、制度の点検の方向性ということで記載しております。まず、来年の4月1日に改正資源法を施行いたしますけれども、施行後5年以内に、こちらの小委員会での議論ですとか業界ごとの特性や技術的課題、再生プラスチックの需給バランス、品質、また、産業競争力等を十分に分析した上で、必要に応じて制度の見直しを実施してまいります。

制度見直しに関する現時点での方向性は、以下のとおりということで記載をしております。

まず、対象資源につきましては、前回小委員会の審議で様々な委員からコメントいただきましたとおり、プラスチック以外の資源につきましても、再生資源の利用拡大に向けて

引き続き議論をしてまいりたいと考えております。

また、対象製品につきましては、今回指定する3品目以外についても、回収体制ですか再生材利用の技術的な可能性等を踏まえて、追加することを検討してまいりたいと思います。特に食品容器包装につきましては、容器包装全体に占める割合が大きいことから、食品業界の実態を踏まえつつ、議論していきたいと考えております。

また、容器包装の生産量、または販売量の要件である1万トンの基準ですけれども、こちらについても、今後、より幅広い事業者を対象としていく観点から、施行後、見直しを実施していきたいと考えております。

また、制度の開始後、計画及び定期報告の提出が始まった後、各事業者の皆様の利用実態を集計させていただいて、日本全体としての再生プラスチックの需要規模を政府として公表してまいりたいと思っております。

また、同時に、サーキュラーパートナーズで策定をされているロードマップ等も活用しながら、将来的には定量目標を導入することについても検討していきたいと考えております。

では、事務局からの提案は以上になります。

○梅田委員長 　ありがとうございます。では、まずは次の議題に進めさせていただきたいと思います。

次は、指定再資源化製品ワーキンググループについての座長であります山本委員からです。ワーキンググループで実施された業界団体のヒアリング結果を御報告いただいて、その後、事務局よりワーキンググループの結果を踏まえた追加製品の案の御説明に移らせていただきます。内容については資料4、それから資料5の7ページでまとめていますので、御用意いただきますようお願いします。

それでは、山本委員より資料4に関して御説明、よろしくお願いします。

○山本委員 　ありがとうございます。資料4を御覧ください。めくっていただきまして、スライド3でございますが、業界団体ヒアリングを7月30日に実施しております。

指定再資源化製品に新たに品目を追加するということでございますが、参加業界は、電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイス、電気掃除機、電気かみそりということになってございます。

先ほどの脱炭素製品と同じように、ヒアリング事項をあらかじめ6点お示しさせていただき、それに対して回答いただいたという形式になってございます。大きくは自主回収の

話と製品設計の話に分かれているということでございます。

めくっていただきまして、スライドの4です。これはヒアリングの順に並んでいますが、初めに電源装置・リチウム蓄電池につきましてJ B R Cさんにヒアリングを行っております。

ヒアリング項目1ですけれども、こちらは自主回収ルートが整備されているとすれば、その実施状況についてということで、下の2番が整備されている場合ということですので、今回は上が対象となっておりまして、まずモバイルバッテリーにつきましては、2017年4月から回収開始しており、自主回収で適正処理方法を確保していると。回収量も当初から30倍ぐらい増えてきていますということでございました。原則、その会員企業のものを回収していますということあります。また、一般廃棄物として回収も行っていますということでありました。

それから、その下の箱のリチウムイオン電池につきまして、回収、やはりこれもJ B R C会員企業を対象としておりまして、実施はしていますと。ただし、会員企業以外、あるいは変形、膨張が見られるような製品についての回収は実施していないということあります。非会員につきましては、P S Eマークの問題もあるので、会員企業のものを回収しているという御回答がありました。また、4月に環境省から各自治体に、リチウムイオン電池の回収について通知が出ておりまして、この通知以降、やはり問合せはかなり増えているというようなお話をいただきました。

めくっていただきまして、スライド5でございますが、引き続きまして、電源装置・リチウム蓄電池のヒアリング項目3ですけれども、自主回収を行っている場合です。4は自主回収は今後予定の場合ですので、3についてお話ししさせていただきますと、消費者の利便性、あるいは消費者への周知についての取組や方針につきまして、まずモバイルバッテリーにつきましては、使い切った上での排出呼びかけというのをしているということです。

その下、リチウム電池につきましては、やはり一般消費者にどうやってリーチしていくかという点では、マスメディアとのコラボ、あるいは出前授業、最近ではL I N Eやユーチューブなどでの周知を進めておりますということでございました。さらに、そういった活動の中でも、より認知を上げる必要があるという認識で、単体での周知には限界があるので、他の業界との連携もしていきたいということでございました。

めくっていただきまして、スライド6ですけれども、こちらは対象外ということですので、ヒアリング項目の5、6につきましては割愛させていただきます。

続きまして、スライドの7で、携帯電話用装置ということでヒアリング結果を御報告いたします。

ヒアリング対象は、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会さんと一般社団法人電気通信事業者協会様でした。ヒアリング項目の1と2につきましては、自主回収ルート整備されているということで、1が対象となっております。この自主回収ルートの名称がモバイルリサイクルネットワークということで、主にキャリアの携帯の販売店を利用してのスマホ、タブレットの回収を自主的に実施しているということでございます。現在、約8,500店舗での回収を実施しているということで、平成13年からもう20年以上実施されておりまして、1億5,000万台の使用済み端末を回収しているということです。だんだんスマホの高機能化の中で買換えサイクルが長くなっている、あるいはSIMカードがない状態で家庭で利用するというようなこともあって、回収の実績が今後伸び悩んでくる可能性もあるという状況でございました。

めくっていただきまして、スライドの8でございますが、消費者への利便性の向上に係る取組、あるいは周知ですけれども、3番についてはモバイルリサイクルネットワークのロゴマーク作成による認知度の向上、その他ホームページ、カタログ、取扱説明書の記載などを行っているということでございます。今後さらに自治体への周知、協力依頼、あるいはキャリア販売店等における買換え、解約時の案内の強化も進めていくということでございました。

4番は、既に実施済みということで割愛させていただきます。

めくっていただきまして、スライドの9ですけれども、ヒアリング項目5、これはリチウム蓄電池を外しやすくするための易解体設計の現状ですが、携帯電話につきましては、安全性の観点から外しやすくするようなこと、そうした易解体設計への対応は困難という回答でございました。

また、ヒアリング項目6ですけれども、今後の取組につきましても、防水性の観点、あるいは先ほどの安全性というのは、顔の近くで使用するものについて万が一があっても困るということも含めまして、リチウム蓄電池の交換を安易に行えるようにすることについては、なかなか対応が難しいのではないかというような回答をいただいております。

めくっていただきまして、スライドの10でございます。業界団体ヒアリング、加熱式たばこということでございまして、まずヒアリング項目の1として、自主回収ルートが整備されている場合ですけれども、今、加熱式たばこという商品がございまして、その加熱す

るデバイスがリチウムイオン電池を搭載しているということで、こちらにつきましては、2020年から主要メーカー3社が自主回収、リサイクル事業を展開していますということです。

この加熱式たばこの9割は、日本たばこ協会に参加している主要メーカー3社の製品で占有されているということでございました。ですので、ほとんどカバーしているということになります。

その回収につきましては、全都道府県のたばこ販売店、全国で1,100店舗ほどということですが、そちらで無料回収を実施していると。これは主要メーカー3社のうち2社が実施ということです。

このように、たばこ販売店に制限しているのは、豊富な製品知識がある店員が対応できる点という説明がありました。その点におきまして、現在その対象商品の判断の知識の観点から、コンビニなどでの回収は難しいというお話もありました。加熱式たばこは比較的新しいデバイスですが、この廃棄サイクルにつきましては、使い方によって違うようなのですけれども、2年程度が1つの目安になるということでございます。

その中で、指定再資源化については対応が必要という認識がございまして、自治体からの回収もスコープに入れた回収方法の検討が必要というように説明をいただいております。

めくっていただきまして、スライドの11ですけれども、3社のうち2社はたばこ店で回収して、1社は独自の拠点回収ということです。今後、回収拠点の拡充も検討しているということです。

それから、3番と4番ですけれども、これも3番のほう、これまでも消費者への認知につきましては取扱説明書、あるいはウェブサイトでの周知は実施している。さらには、コンビニでは、レジ画面での啓発も実施していますということでありました。

それから、今後その製品自体の表示につきましては、グローバルで共通で製造しているということもありまして、国際規格のIECのようなもので、特に定められていないような日本独自のマークを表示することはなかなか簡単ではないというお話もございました。

めくっていただきまして、スライドの12ですけれども、リチウム蓄電池の易解体設計につきまして、これも先ほどの携帯電話と同じような理由から易解体設計への対応はちょっと困難だというお話でございました。

今後につきましても、その下のヒアリング項目6ですけれども、現在は安全性優先で取り組んでいますという御回答をいただいております。

めくっていただきまして、スライドの13でございますが、電気掃除機、電気かみそりでございます。こちらは一般社団法人日本電機工業会さんへのヒアリングとなっております。

初め、ヒアリング項目1と2につきましては、1で整備済みということで、先ほどのJ B R Cさんの回収ルートを活用した密閉型蓄電池自主回収を実施していますということであります。念のためですけれども、これは電池を回収しているということあります。

スライドの14ですけれども、消費者の利便性向上、あるいは周知につきましては、適切な回収のためには電池の取り外しが重要だということで、製品へも表示しておりますし、取扱説明書での記載も行っていますということでございました。また、それでも一般消費者が密閉型蓄電池が使われているということの、そもそもそれに対する認知が低いということは確認されているということで、よりデジタルメディアなどを活用したプッシュ型の周知強化していく必要があるというような御説明をいただいております。

めくっていただいて、スライド15でございますが、ヒアリング項目4につきましては、J B R Cさんを通じての自主回収ルートを既に整備済みということで割愛です。

項目5、6につきまして、易解体設計につきましては、取り外しやすい構造として、電気かみそりの防水性を担保するためにかなり密封構造にしているので、電池を交換するということが簡単にはいかないのですが、もし捨てる場合には、一般に市販されている工具で安全に取り外しが可能な設計を行っているということあります。

それから、電気掃除機につきましては、皆さんも御覧になったことがあるかと思いますが、工具不要で着脱可能な電池の製品ラインアップが拡充しているということあります。電池を交換しながら掃除機本体を長期で使用するような形のものが増えてきているということあります。一方で、交換する電池につきまして、非純正電池による事故というのが増加しているということで、この点についての周知強化も必要ということありました。

最後、ヒアリング項目6ですけれども、その設計変更にはやはりリードタイムがございますので、そのタイミングで5、6年がモデルチェンジのタイムタイミングかなということでしたが、そのタイミングでの易解体設計が今後進んでいくと想定されているということでした。

めくっていただきまして、スライドの16に、先ほどと同じように、御参加いただいたワーキンググループ委員の所感が記載されております。製品指定の考え方と自治体との連携、そして事業者による取組、それ以外の点ということで、幾つか重要な御指摘をいただいておりますので、こちらも確認、ぜひ御一読いただきまして、コメントなどをいただければ

と思います。

以上でございます。

○梅田委員長 山本委員、ありがとうございました。

それでは、これを受け事務局より資料5の説明に移らせていただきたいと思います。

近藤補佐、よろしくお願ひします。

○近藤資源循環経済課長補佐 資源循環経済課の近藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

指定再資源化製品への製品追加につきまして、事務局より御提案を御説明させていただきます。次のスライドをお願いいたします。

今回、指定再資源化製品に追加すべき製品としましては、モバイルバッテリーとなりますが、電源装置、スマートフォンなどの携帯電話用装置、あと加熱式たばこデバイスの3品目を追加することとしたいと考えてございます。

指定の考え方としましては、表にて整理してございますけれども、政策的な必要性、技術的、経済的な対応可能性でございます。これら製品につきましては、リチウム蓄電池を家庭から排出するに当たりまして、容易に取り出せる構造になっておらず、一体型製品での回収体制の強化の必要性があるというところで整理してございます。

次のページをお願いいたします。規制自体の対象の製品においては、閾値による差異はございませんけれども、勧告・命令の対象につきましては、生産量または販売量による閾値を設けてございます。電源装置につきましては1,000台、これは現行資源法において、リチウム蓄電池を部品として使用する製品において定めております要件と同様でございます。携帯電話用装置につきましても、同じく1万台としてございます。

新たな製品となります加熱式たばこデバイスにつきましては、主要加熱たばこ商材メーカー3社でシェアの約9割を占めてございますが、当該3社が対象となる閾値として試算をしてございまして、30万台と定めることとしたいと考えてございます。

次のスライドをお願いいたします。制度の点検の方向性といたしまして、今回指定を考えております3製品以外としまして、電気掃除機、電気かみそりにつきましては、易解体性設計によりリチウム蓄電池を取り外しての回収を促進する方針とのことでございますので、その回収の促進や易解体性設計の追求に係る取組状況等について、今後、定期的に経過観察を行いまして、その状況等を踏まえつつ、指定の必要性を検証してまいりたいと考えてございます。

また、リチウム蓄電池を部品として使用しております製品としましては、ハンディーフアンやワイヤレスイヤホンなど、いろいろ御意見を頂戴したところでございますけれども、それらの製品につきましては、リサイクル現場などにおける火災原因の原因調査の結果等を踏まえつつ、その製品の流通実態の把握等を行いまして、指定に係る検討を今後とも行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○梅田委員長 ありがとうございます。

では、次の議題に進めさせていただきます。次は、事務局から今後の進め方について御説明いただきますので、資料5の12ページ目です。今井補佐、よろしくお願ひします。

○今井資源循環経済課長補佐 今後の進め方につきましてですけれども、改正資源法の円滑な制度改正に向けて、小委員会と下部のワーキンググループの役割分担をさせていただきたいと考えております。

まず小委員会では、今回のような製品指定の考え方を踏まえた具体的な指定製品の決定ですとか、制度の点検、見直しの実施といった制度の大きな方針について議論する場としたいと考えております。

一方、下部のワーキンググループにつきましては、今後策定してまいります判断基準等、省令事項について決定をしていく場とさせていただきたいと考えております。今後、下部ワーキングでの詳細な制度設計に係る議論につきましては、業界の声も踏まえながら丁寧に検討していきたいと考えております。

今後のスケジュールですけれども、まず本日、小委員会を開催いたしまして、指定脱炭素化再生資源利用促進製品と指定再資源化製品の指定製品の決定をいたしまして、その後、パブリックコメントを経て、10月に改正資源法施行令を公布予定でございます。

また、8月27日に、C Eコマースのワーキンググループを開催いたしまして、こちらでC Eコマースに関する判断基準省令等の決定を予定しております。

また、9月以降も脱炭素化再生資源利用ワーキング、指定再資源化製品ワーキング、また、環境配慮設計に関する設計認定基準ワーキングをそれぞれ複数回開催いたしまして、判断基準省令ですか環境配慮設計の設計指針などを決定してまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上になります。

○梅田委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告、御説明いただいた事項、指定脱炭素化再生資源利用促進製品の話、指定再資源化製品の話、それから今後のスケジュール、3項目に関して御質疑、自由討議に入りたいと思います。

御発言を希望される方は、ネームプレートを立ててお知らせいただければと思います。オンラインから御参加の皆様におかれましては、挙手ボタンにてお知らせいただければと思います。順次指名させていただきます。いかがでしょうか。では、高尾委員からお願ひします。

○高尾委員　　これまでの準備、大変だったかと思います、ありがとうございます。

幾つか質問とコメントをさせていただければと思います。まずは指定脱炭素化再生資源利用促進製品の指定について、再生プラスチックを指定するということについてはよろしいのではないかなど考えております。御説明のとおり、指定要件についての考え方も必要十分であるかと思います。ただ、この点についてですけれども、そもそも第1回の小委員会で議論したときに、やはり市場をつくっていくことが非常に重要だということについては皆さんで議論した結果かなと思います。

その再生材の使用市場をつくっていく中においては、量と価格、単価の掛け算が市場の大きさを測るものとなると考えますので、ここに書いてありますとおり、国内廃プラスチックが年間800～900万トン発生しているにもかかわらず、5%程度にとどまっているということですので、脱炭素化再生資源を指定することによって、例えますけれども、2030年だとか、そのターゲットとする時期にどのくらいの市場ができることが見込まれるのか。それに対する施策はどういうことが考えられるのかといったような目標からの逆算の施策を検討いただいた上で、それが今の施策で十分なのかどうなのかと。恐らく十分なことはないのだと思うのですけれども、どういうことやってかないといけないのかと。

積み上げの議論だけしていると、どうしてもゴールにたどり着かないまま作業だけして終わってしまう5年間というのは、やはり寂しいものがありますので、そういう目標設定からの逆算についても、ぜひ御検討いただけするとありがたいなと思っております。

それも踏まえまして、指定脱炭素化再生資源利用促進製品の指定について、自動車、家電、容器包装、この3点については私もよいのではないかなど思います。繰り返しになりますが、各業界を拝見すると、全然考え方方が違って、これは大変だなと思った次第ではあります。再生資源、資源循環の市場をつくっていくということにおいて、各業界にどのようなことを求めていくべきなのかということについては、施策併せて検討いただければと。

特にインセンティブ設計については、非常に重要だということが各業界から出ているかと思います。

そういう意味においても、私の理解においては、GX移行債の趣旨に非常に沿うことがあるかと思いますので、そのGX移行債等を原資にしたインセンティブ設計についてはぜひ積極的に御検討いただければなと思います。そこが指定脱炭素化再生資源利用促進製品のところについてです。

あと、指定再資源化製品のところについては、拝見するに当たって、バッテリー、リチウムイオン等の鉱物資源の確保ということが前提にあるのかなと考えます。指定再資源化製品は今まで2品目が指定されただけでしたが、自主回収ルートも含めてですけれども、回収した対象が廃棄物なのかどうなのかということについては、過去、非常にたくさん議論があったのではないかなと思っておりまして、今回指定する品目それぞれが、廃棄物処理法上、廃棄物に該当するのかどうなのか。私の感覚では、もうしなくていいのではないかと思うのですけれども、やはり自主回収やっているか、事業者の方々が廃棄物処理法違反に問われないような形で促進していくことが非常に重要であると思いますので、資源法の中にも配慮事項としてあったかと思いますので、その辺り、どのように対応されるのかと。決まっていれば、方針について教えていただければと思いますし、今後検討するということであれば、十分な検討をお願いできればと思います。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。事務局から誰が答えますか。では、葉山補佐、お願いします。

○葉山資源循環経済課統括補佐 ありがとうございます。最初の指定脱炭素化再生資源利用促進製品のところ、2点御意見をいたいたいたと思っています。

市場をつくること、我々もこれが一番大変で、ここから大きな課題だと捉えております。量的なところももちろんありますし、おっしゃっていただいたように、価格面、品質面それぞれ必要だと認識しておりますので、ここから指定がスタートだということだと思いますので、今回指定された3製品、あるいは今後拡大していく製品群の方々ともよく議論させていただきながら、目標からのバックキャストというところで、どういったアプローチが必要かのところは、インセンティブ設計、GX移行債も活用しながらというお話をいたしましたけれども、そうしたツールもうまく活用して、しっかりと市場規模の拡大に資するような形で検討してまいりたいと思いますので、ぜひこの小委でもまた御意見をいた

だければと思っております。

それから、2つ目の指定再資源化製品につきましては、おっしゃるとおり自主回収をする上で、廃棄物の取扱いのところは非常に論点になると思っています。今回の指定再資源化製品につきましては、認定を取った場合には、廃棄物処理法の特例という形で営業許可是不要というスキームにはしておりますけれども、それも運用面では非常に細かい設計が必要になりますので、今後そういった点も含めて、下部ワーキングでは環境省とも合同で開催をしておりますので、廃掃法上の取扱いがどうなるかというところは各事業者からも意見を頂戴しているところですので、そういった点も含めてしっかりと議論してまいります。

○梅田委員長 御発言の順番ですけれども、対面で先にやらせていただいて、オンラインはその後でということでやらせていただいて、対面の中で、私の見た目で申し訳ないのですけれども、高尾委員の後は澤田委員、石坂委員、醍醐委員、所委員、町野委員、斎藤委員だったかなという感じがするので、どうか順番でやらせていただければと思います。その後、オンラインでいかせていただきたいと思いますし、時間があれば、2巡目ももちろん御発言いただければと思います。

では、澤田委員、お願いします。

○澤田委員 プラスチックの容器包装の資源循環を進めております、C L O M A会長の澤田でございます。

まずワーキンググループでの議論、それからヒアリングありがとうございました。やはりヒアリングするというのは、業界にとっても非常に安心感があるので、大切なことだったかなと思います。また、今回の議論の方向性は大まかこの方向でいいのではないかなと思います。

C L O M Aとしては、再生プラを指定してもらったことと、容器包装がその中に指定されたということで、C L O M Aの目標であります2030年に再プラ30%、利用することに向けてチャレンジを続けていきたいと思います。そのためには、政府の支援をしっかりとお願いしたいと思います。

それから、足切り基準の1万トン、これもスタートとしてはしょうがないのかなと思いますけれども、今後拡大のために、ちょっと引下げをやったほうがいいかなと思います。

私から5つほどポイントでコメントしたいと思います。

先ほど高尾委員からもありましたが、やはりインセンティブです。それが1つ目。

それから、もう一つは、容器包装からいきますと、80%を占める食品への拡大をどうしていくか。これも先ほどお話がありましたので、これはできるだけ早い時期に踏み込まないと、供給と需要のバランスは絶対取れません。

それから技術。これはマテリアルリサイクルの高度化も大切ですが、やはりケミカルリサイクル技術を高めないといけません。ケミカルリサイクルはモノマー化までできますので、不純物が混入しないという安心感があります。これは別に食品だけではなくて、全ての領域で活用できるので、コストを含めてこの技術アップは非常に重要なのです。

それから、もう4つ目は、定量目標の導入というのをぜひとも早くやらないといけない。これは全部一律でやる必要はないのですけれども、やはりやれるところからやる。

5つ目は、消費者の啓発。再プラ利用における消費者の啓発というのもしっかりと行わないといけない。

この5つのポイントをイメージしながら、より具体化に向けてさらに進めていかないといけないかなと思います。

インセンティブに関しては、供給側、需要側、それから消費者側で必要なのですけれども、C L O M Aとしては、まずは需要側から動かしていくことが非常に重要なかなと思っています。今、容りに支払っている委託金、これをぜひとも再プラ利用の利用率に合わせて少なくしていく。これによって、全体的に進めやすくなるのではないかなと思います。簡単にはできないと思いますけれども、その方向の議論というのを、ぜひとも進めていただきたいかなと思います。

それから、技術に関しては、先ほど言ったように、ケミリサに結構ウエイトを置いてやるのがいいのかなと思うのですけれども、どっちにしても需要側の再プラ使用におけるアローアンスを広げていかないといけない。今の品質基準でないと使えないよというのではなくて、過剰品質のところもありますから、品質のアローアンスを設計の段階から踏まえながら、もうちょっと広げてもらうと、供給側もやっていきやすいのかなと思います。

それから、定量目標に関しては、C L O M Aは30%、2030年と定めているのですけれども、それにしても30%となると100万トンの再生プラが必要になってくるのです。今の5%から10%ぐらいの間の中では全然足らないので、これをどういう廃プラを使いながら、どのように高品質な再生プラを持っていくかということを、やはり回収の段階からも含めてもうちょっと考え直さないと、その量には到底達しません。我々は地方自治体とも連携しながら、進めていこうかなと思っておりますので、ワーキンググループの中でより具体

化できればいいかなと思います。

あとは消費者の啓発です。これは末吉さんからも話があると思うのですけれども、結構難しい。再プラ利用というのは当たり前だというところまで持っていく。まずは再プラ利用の価値を明確化させること。価値が理解できないと消費者は動きません。P E Tなどの再プラ利用を見ても値段を上げられていないのが現状です。相当コストを持ち出していると思います。消費者側の再プラ利用の意識というか、環境問題に対しての取組を価値あるものだと認識しないと、コストを少し負担するというところにつながらない。これをどうしていくかというのもワーキンググループとしても非常に大きなポイントかなと思います。

以上のこと踏まえながら、より具体化に向けて進めていっていただければと思います。我々もぜひとも最大限の協力をまいりたいと思います。ありがとうございます。

○梅田委員長 澤田委員、ありがとうございます。非常に重要なポイントを指摘いただいたと思いますが、事務局から何かありますか。

○葉山資源循環経済課統括補佐 ありがとうございます。いずれの点も非常に重要な論点だと。皆さんからも御指摘いただいたとおりだと思っています。

インセンティブのところ、先ほど高尾さんからもG X移行債を使ったところだけでなく、制度的な容り法のお話もいただきましたけれども、そういった制度的な見直しも、この需給拡大をやっていく上では重要だと思っておりますので、そちらも今後の論点として、ワーキングを含め、しっかり議論をさせていただきたいと思っております。

それから、ケミリサのところも、今までに幾つか事業者が立ち上がっておりますけれども、まだまだ一廃のところがしっかりインプットして使えるのかというところの検証は、回収ルートも含めてこれから検証していく必要があると思いますので、ぜひ需要サイドの方々とも連携をしながら、そうしたところの検討をこれから具体的に、まさに今年度から実証を進めようとしているところだったりしますので、そういったところの成果も、またこういった小委員会の場でもぜひ御報告をさせていただければと思っております。

最後の点の消費者啓発。これも環境配慮製品というものを消費者含め、どうやって受容いただけるか。コストのところを、製造業者側が吸収するのではなくて、そこをうまく消費者の価格としてしっかり転嫁できるかというところは、短期的というか、中長期的にもしっかり検討しないといけないところだと思いますので、これから環境配慮設計製品の認定制度もまさに始まっていくというところですし、再生材の利用をする製品というのも定期報告等含めてどんどん増えていくところだと思いますので、どういった形で消費者啓発

ができるのか、あるいはそういった消費者教育ですか、いろいろな広報、周知の手段もございますので、ぜひ一緒にその辺も議論できればと思っております。

○澤田委員 一言付け加えさせてもらいますと、品質を甘くするというのは、品質を無視すればいいということを言っているのではないで。やはり適正な品質の中で我々はやっていくわけなのですけれども、我々も企業に勤めているものとして、ちょっと過剰に品質基準を上げている部分があるような気がします。それを踏まえながら、やはり問題なきような品質というのは最低限確保しないといけないと思います。

○梅田委員長 今までの大量生産の世界だと、品質を上げればいいという単純な発想だったと思うので、そこを変えていかなければいけないことだと思いますので、ぜひ。

それでは、次、石坂委員、お願いします。

○石坂委員 ありがとうございました。今回の自動車、家電、そして容器の指定の件で、特に製造サイドには目標配合割合の指定が必ず必要ではないかと。それから、環境配慮評価として、インセンティブにつながってくるかと思いますけれども、資源循環度をE S Gの評価基準としてどのように測定するか。例えば、地場の再生資源を使っているであったりとか、その辺の細かなところから評価基準が明確になると、業界団体問わず参加しやすくなっていくのではないかなと思っています。

一方で、家電用品、自動車、販売から利用者に長期的に分散していくというか、長期的に使われていくものに関しては、なかなか個人に管理を任せるのは難しいなど。その中ではトラッキングシステムとか、この辺をしっかりとしていくかないと、メーカーさんであったりとか、いわゆる業者さんからは管理し切れないというような状況で終わってしまうのではないかなという懸念点があります。

それと、最近の話なわけですけれども、一般消費者がヤフオクだったりとかメルカリだったりを使って、自動車を外国の方とかにも販売するようなのがすごくはやっているみたいな話を聞いたときに、例えばこういった廃棄方法をどこまで彼らが理解しているのかとか、車検との兼ね合いだったりとか、そういったところも連携するかなと思いますので、車検制度と連携した、きちっとした管理システムみたいなものというか、誰の手に渡っているかということが把握できるようなことというのも一緒にやっていかないと難しいのかなと思っています。

最後なのですが、小型家電で、私自身も事業者で、前回もお話したのですけれども、月に数件、たばこであったりとかモバイルバッテリーだったりとか、ここ最近はハン

ディーファンが含まれてきて、それがすり合わされて、いろいろなものとごっちゃになつてくるものですから発火をしているのです。これ、極めて危機的な状況ではないかなと思っていまして、これ、例えば国を挙げて全国自治体であったりとか、若者とかに向けた廃棄方法だつたりとか、プロモーションみたいなビデオ作成をして、どういうことが起きているのかであつたりとか、これをどうしたらいいのかということをきちっとコマーシャルしていくようなことも早急的にやっていかないと、たばこを吸い終わってごみ箱に捨ててしまうみたいなことがイージーにあるのかなと思いますので。

個人はそういう形で、あと、解体業者さんとかも、最近、外国人解体の設立がすごく増えていて、そういうところでいうと残置物の管理がし切れていないなと思っているのです。結局なくなつてしまつたりとか、住めなくなつてしまつて、家具・家電を残したままいなくなられるので、それをまとめて回収されていくと。それの中から車両の中での発火だつたりとか、廃棄物処理の段階での発火につながっていると思いますので、この辺を、例えば次に建築されるハウスメーカーさんであつたりとか、建設業者さんの中の確認事項として残置物の中にそういった家電、モバイルバッテリーみたいなものが含まれていないかどうかのチェックだつたりをするような機能を設けられないのかなと思いました。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○葉山資源循環経済課統括補佐 ありがとうございます。特に2点目でいただいていました、これから長期的に使っていくものもどんどんどんどん増えていく中で、個人でトラッキングするのは難しいだろうということ。おっしゃるように、特に家電とかもそうですが、2次流通にこれからどんどん回っていくということも考えますと、どうやってその個別識別子みたいな形で、これまでの使った情報ですとか、C Eコマースの観点でそういういった修理情報ですとかいうものも可視化ができるかというところは、他の政策を進める上でも非常に重要な点だと思いますので、ちょっと今、まだなかなかこの2次流通のところのデータの在り方をどうトラッキングするかというところまで、具体的なシステム設計までは落とし込めていませんが、今回、指定していく製品ですとか、C Eコマースの施策の文脈でもしっかりとその点は検討してまいりたいと思っております。

それから、3点目のところでいただいていました、例えば車検制度と連携したシステムですとか、外国人の方々もこの廃棄物行政ですとか再資源化にどんどん今関わっている中で、といったものをどう連携していくかというところ。他の審議会でも今、まさに自動

車リサイクル法の見直しもこれから進めようとしておりますので、そういったところとも今回の制度がどう連携していくのかというところは意識をして検討してまいります。

最後の小型家電のところ、おっしゃるように、今回指定の中ではハンディーファンとかは入っておりませんけれども、現場の方々からは、特にこれから夏使い終わって、秋、冬に廃棄されるものというのものが出てくる可能性があると。見た目からすると、やはりプラス製品と勘違いされる消費者の方も多くいらっしゃると聞きますので、少し環境省とかとも連携をしながら、各自治体向けの取扱いの仕方ですとかというところは、メーカーとも連携しながら、秋、冬の前にしっかり対策を取っていきたいと思っております。

また、残置物のところは、これからそういった観点でも、建設関係の方々とも意見交換の中でしっかりと把握をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、醍醐委員、お願ひします。

○醍醐委員 まずは全体感としてですけれども、指定脱炭素化再生資源利用促進製品の対象製品並びに対象素材、それから指定再資源化製品の追加製品について、大筋として特に異論はないというのが全体の印象でございます。

ただ、議論がいよいよより具体化してきた中で、今までの委員の方々の実事業、あるいは現場をよく御存じのコメントなどを聞いても大変勉強になりながら、難しい議論に移行してきているというのを大変感じております。

その中で2点ほど少し御意見させていただきたいと思ったのは、1つは、脱炭素化の対象製品の議論、ヒアリングの中で、技術的な観点並びに経済的な観点というのがあったかと思うのです。やはり技術的、経済的というのは2つに切り分けられない観点ではないかなと思っていて、結局、技術としてはあるのだけれども、それが経済的に見合っていないと、それは使えない技術なので、先ほど来、インセンティブだとかコストアップのお話というのはほかの委員会からもありましたが、どれぐらいのコストアップが許容できて、それによって今まで実装できなかった技術が実際に使えるようになるのかであったりとか、その辺りがどのように見込まれるかというところが実態としては大変重要なのだろうと思いつつ、ただ、その辺りで非常に実態を捉えにくい対象だとも思いますので、その辺りは、社会の中の潜在的な技術も含めてよく検討していただく必要があるのではないかとも感じました。

また、もちろんそのコストアップにつながらないことが望ましい点ではあるのだと思うのですけれども、コストアップになったとて、ほかの分析などでも私の手元にありますけ

れども、バージンを使ったことによって安くなつて、でも、そのメリットは海外に抜けてしまうのに対して、この循環経済でコストアップになった部分の付加価値は国内に残つてゐるということにならうかと思いますので、その辺りについて、政策的には誘導していくということが必要なのではなかろうかと感じました。

それと、もう一点ですけれども、今回、家電のヒアリングなどでは、X to 家電、家電 to X という話がございました。同一製品の中で回すということと、そのほかに回す、あるいはほかから持つてくるというところの違いについて、その辺りをどのように考えるかという辺り、需給が合つていないような製品もあるようにも見受けますので、難しいなとは思いつつなのですけれども、基本的に主体が同じで、ハンドリングしやすいという意味では、同じ製品の中で回すというのが責任も取りやすくて、分かりやすくてというようなフローにはなつてくるのだと思うのです。ただ、同じ製品の中で回せはするけれども、カスケードになるようなものと、ほかの製品に回せば水平で、材料の劣化なく回せるようなものだとすると、材料視点からいくと、やはり水平で回すほうが望ましいのだと思うのです。

ただ、先ほどもトレーサビリティーの話がありましたけれども、その辺りの準備ともつながつてくるのかもしれません、製品をまたいでも、なるべく材料の質を落とさないような循環が優先されるような仕組み、制度というものになるべく早く移行できるのが理想ではないかと感じた次第です。

それと、あとは点検の中で、そういう意味では需要規模についてを把握していくというお話がございましたけれども、そこで需要と、さらに質までいくと把握がより難しくなるのだとは思うものの、もし可能であれば、そういう辺りも検討いただければと思いました。

それと、もう一点の指定再資源化製品のバッテリーのほう、先ほど来も幾つか議論がありました。ただ、私の観点からいくと、バッテリーというものをぱっと見ると、例えばそこに液体燃料があると、危なさというのが明確に分かるのだろうと思うのです。バッテリーというエネルギーは持つているのですけれども、ぱっと見は安定したような化学種であるので、なかなかそこが分かりにくのだと思うのです。なので、それをエネルギー量で示す、あるいはそれを液体燃料換算すれば、これぐらいの量のガソリン相当、灯油相当なのですよみたいに、例えば何かそんな表現をすると、少し危なさというのは分かりやすいのか、何かそういった工夫が必要なのかな、そのように感じたので、コメントさせていた

だきます。

以上でございます。

○梅田委員長 ありがとうございます。葉山補佐、お願ひします。

○葉山資源循環経済課統括補佐 ありがとうございます。1点目、おっしゃるように、技術的、経済的に切り分けるのは非常に難しいと思いますし、両者一体で議論していかないといけないと思います。社会的に潜在的な技術も含めて検討をというところは、まさに今後、供給拡大策を検討していく上では、既存技術だけではなくて、そこからの成長可能性ですか、将来的な技術の組み合わせ、あるいは回収システムをどう組むのかとか、いろいろな側面を組み合わせていく必要があると思いますので、そういう観点から、ぜひ引き続き御意見をいただければと思います。

それから、コストアップするところをどのように政策的なものと組み合わせて受け入れていくかというところ、幾つか委員もいただいているインセンティブ設計のところとも関わってくるところだと思いますので、そういうツールをうまく組み合わせながら、政策的に国内資源循環に誘導していくような方策を検討してまいりたいと思っています。

それから、3点目のX to Yのところでも、しっかりカスケードではなくて、水平リサイクルに回るようなものであれば、そういう仕組みも含めてというのはまさにおっしゃる点でして、今回指定した3製品につきましては、比較的しっかり回収ルートが既存の個別リサイクル法で措置はされているものの、それが全てしっかりと製品単位に戻っているかというと、細かく見ていけば、どうしてもカスケード利用されているものはあるというところだと思いますので、X to X、水平サイクルは志向しつつも、そこでどうしてもうまく使えないところ、あるいはコスト的になかなか許容しづらいといいますか、吸収できないところは、例えばほかの製品であればそこが吸収できるのか、あるいはその製品の使いこなしのところでうまく使えていけるということがあれば、X to Yのところも含めてしっかりと複数回資源循環していくところというのを見極めながら検討していきたいと思っています。

最後の指定再資源化製品です。おっしゃるように、なかなか表示的なところでメーカーも今、リチウムイオンバッテリーが入っているということはなるべく表示して、消費者にも認知していただこうとはしているのですけれども、そのリスク的なところまでは、少し周知啓蒙のところと組み合わせながらやっていく必要もあると思いますし、御提案いただいたような、例えばほかの危ないと分かっているようなものでうまく表示をすれば、認

知が一定進むということも、おっしゃるように考えられると思いますので、そういう方の方法も考えながらやっていきたいと思います。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、次は所委員、お願ひします。

○所委員 私も企業との丁寧なヒアリングをしていただきて、非常に有益な情報に基づいて進めていただいていると感じています。

今までの議論になかった論点で1点なのですけれども、易解体設計のとこです。インセンティブに対して易解体設計とか環境配慮設計というのは、これからすごく重要な意味を持つてくると思っているのですけれども、ヒアリングのところを見ますと、どうも易解体設計というのが非常に狭い意味で捉えられてしまっているのではないかというのを非常に感じています。具体的には、ここに書かれていること、要するに消費者が解体できるとか、消費者が取り外せるとか交換できるとかというのは、ヨーロッパが言うところの市民権みたいなもので、修理をする権利とか、そういうものだと思います。

これも非常に大事なのですけれども、これは易解体の中の一部であって、全部ではない。易解体のイメージは、別に市民ではなくても、リサイクラーさんであるとか処理業者が、使用後はリサイクルしやすいように単体分離できる、装置を使って素材ごとにちゃんと分けられる。別に手解体でなくてもいいわけです。そういう配慮があるということがこれから非常に大事になってくると思うので、もう少し易解体というものの概念を整理して、対市民、対プロというか、ビジネスとちょっと分けたほうがいいのではないかということ。

さらにインセンティブを考えると、そこをもう少し環境配慮型設計ということで大きく捉えて、そうすると澤田さんがおっしゃったような、今、過剰な品質を求めているようなところもトータルの環境負荷を考えると、もう少し品質をマネジメントして、いろいろなものが使えるようにしていくというところも環境配慮型設計に入ってきて、それが全体的なインセンティブにつながっていくと思うので、この3段階ぐらいではないかと思うのですけれども、広く捉えると同時に、カテゴライズをして、もう一度整理し直した上でヒアリングを続けていただくということが大事なのではないかなと思いました。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。事務局からありますか。

○葉山資源循環経済課統括補佐 ありがとうございます。おっしゃるとおり、特に指定再資源化製品で書いてある易解体設計のところは、今回、消費者がごみとして出すときにバッテリーを取り外せるかという観点で、メーカーさんも結構お答えいただいたしまって

いるので、易解体設計の本当に一部分です。おっしゃるように、リサイクラーから見たときの易解体設計はもちろんありますし、以前の小委でも御指摘いただいた、例えば稼働率の観点でどうなのかとか、設計という観点では、多分に要素としてはもっと幅広いと思っております。

なので、御指摘いただいたように、対市民、対プロという解体主体が誰であるかという点でのカテゴライズもそうですし、今回は指定再資源化製品のバッテリーの取り外しやすさというところから易解体設計を捉えてしまっていますけれども、資源法の環境配慮設計は、易解体設計と言っているところもそうですし、製品として流通するときのエコデザインの仕方ですか、より幅広い範囲で今回政策を捉えていきたいと思っていますので、それとインセンティブの在り方の組合せのところは、我々と先生方が御指摘いただいたような、本来のエコデザインがしっかりと普及するような形で、うまく組合せもしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○梅田委員長 ありがとうございます。ここは私も一応専門なのですけれども、事業者の方々はエコデザインをかなり狭く捉えていて、しっかりと考えれば易解体設計を実現できるはずです。今後理解を深めていく必要性が強いと思いますので、今、葉山さんが言われた方向でぜひよろしくお願ひします。

では、次、町野委員、お願ひします。

○町野委員 短期間でまとめていただきまして、大変ありがとうございます。

何点かコメントをさせていただきます。

まず、指定脱炭素化再生資源利用促進製品の指定について、これ、プラスチックを指定するということで異存ございません。

1点コメントは、ワーキングの委員の所感にも書かれているのですけれども、報告制度の運用面のところで、これ、ワーキング委員の所感の4つ目のところで、現行法上も報告制度というのが廃掃法と容り法にもあるところでして、これが量の算定とかそれなりに大変だということですので、より実効性を持って企業の方にも取り組んでもらうためには、できるだけ現行制度の使えるところは使うというような形で、流用できるような形での運用ができればいいのではないかなと思います。

2点目が、指定再資源化製品の指定についてなのですけれども、今回の指定は大きな理由については、発火問題があるというところで追加の指定がされるということだと認識しているのですが、促進法の枠組みの中で発火問題を解決していくというのはなかなか難し

くて、一方で、この保護法益的なものは、生命、身体、財産みたいなところでかなり重要なものになっているところなのですけれども、この法律でやれるところをやるという観点であれば、勧告・命令制度が措置されておりますので、法律施行後の勧告・命令の法執行のところをやはりしっかりとやっていただく必要があると思いますので、そこをぜひお願いたいと思います。

最後に、易解体のところの話は、先ほど所委員、それから梅田委員長からもお話がありましたけれども、ヒアリングの結果を拝見しますと、業界によっても易解体はできないというところと、あとは易解体を進めていくというところに分かれています。その理由は私も十分理解できていないのですが、安全性の観点で、非純正のものが付け替えられると製品安全に影響するというところが書いてあるのです。非純正に替えられるというのは、多分全製品同じような気もするので、そこの安全性の観点から易解体に設計が本当にできないのかというのは、もう少し掘り下げた議論が必要なのかなと思っております。

その上で、やはり易解体が現実的ではないということであれば、製品回収ということでも問題ないと思うのですけれども、どちらの方向性か各事業者で見据えて、易解体を進めるものについては易解体を進めて、易解体の設計が取れないものについては、できるだけ自主回収の促進ができるような施策を進めるということで、製品ごとの方向性みたいなものが将来的には決まればいいのではないかなと思いました。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございました。葉山補佐、お願ひします。

○葉山資源循環経済課統括補佐 ありがとうございます。1点目は、まさに事業者負担のところもございますので、他の既存の資源循環政策での報告制度が既にあるものは、例えばあそこと同じ数値的なものを使う場合には、しっかりと同じ横並びで使えるところは使っていくというような運用をしてまいりたいと思っています。

それから、指定再資源化製品は、おっしゃるとおり資源法で、ドストレートに消費者安全のところというのは、法律の法目的からすると少し捉えづらいところはございます。やはり資源の有効利用を促進する法律でございますので、他の制度的な対応も含めて、そういった発火問題の対応をどうするかというところは、引き続き検討してまいりたいと思いますし、資源法の執行のところがこれから他方で、資源法の中でやっていく上では肝になりますので、いただいた執行面での勧告・命令の仕方ですとかそういったところは、まさに今後、下部ワーキングでしっかりと議論してまいりたいと思います。

最後の易解体設計のところ、おっしゃるようにメーカーごとに製品ごとの対応も違っておりますので、どういった製品構造が現状市場の中で多いのかですとか、今後のメーカーの回収の仕組みですとか製造の方向性についても、今後また製品指定というところもさらに検討していかなければいけないところなので、そういった観点から引き続き検討してまいります。ありがとうございます。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、次は齊藤委員、お願ひします。

○齊藤委員 御指名ありがとうございます。齊藤でございます。

まずは御説明ありがとうございました。短期間の中でヒアリングされて、また、御説明いただいて、ワーキングの山本委員にも感謝申し上げます。

今回御提案いただいた制度、あるいは点検の方向性については、私もおおむね異論はございませんが、幾つかコメントさせていただければと思います。

まず1つ目は、指定脱炭素化再生資源利用促進製品に関しては、今後、需要側と供給側のギャップをどう埋めていくのかというのが鍵になってくると思っています。もちろん量が不足している中をどのように埋めていくのかということはもちろん大事ではありますが、その中で質の部分、例えばそれは素材の種類なども含めた上での質をどう合わせていくのかということが重要になってくるかなと思います。

一方で、排出側から見たときに、それに合わせて必ずしも適正なタイミングで排出されるわけでないので、そういうことを考えると、特定のものに集中してしまったりとかという可能性があるって、それは結果的にはマーケットで価格が高騰したりとかということにもつながってくるでしょうし、逆に注目されないものは、かえってうまく回らなくなってしまったりとかということもあり得るかなと思っておりますので、そこも含めてきちんと、その都度、確認しながら対応していくということが重要なのかなということを感じました。

また、それに関してなのですが、先ほど澤田委員からも御指摘がありましたような品質アローアンスというようなお話もありましたが、そこも含めて機能をどのように評価していくのか。例えば、プラスチックを使うことによってどのような機能があるのかということについても、改めて我々は認識した上でこういったことを考えていく必要があるのかなということを、澤田委員の御発言を踏まえてちょっと感じたので、付け加えさせていただきたいと思います。

もう一つ、指定再資源化製品の製品追加についてなのですが、今後こう回収していくということで、回収量が増えていく中で、回収されたものがどうなっていくのかという観点

も非常に重要なのかなと思っています。資源確保の観点もありますが、集まつたはいいけれども、それがよくない方向に流れてしまったりとかということであれば、資源確保の観点からしたときに、いろいろと好ましくないかなと思いますので、そこも含めたことが今後検討されていくのが重要なのではないかなと感じました。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。葉山補佐、何かありますか。

○葉山資源循環経済課統括補佐 ありがとうございます。まさに1点目の脱炭素化製品の関係でいただいている需給のギャップをどう埋めていくか、ここがまさしく需要と供給の両輪で進めていくことの本丸だと思っています。

いただいたように、素材ごとに、例えば自動車であればPPから使いたい。それはほかの製品群でも同様に、そういった樹脂への需要というのがより高まってくるということも考えられますので、その辺り、どこの樹脂がよりこの製品に多く使われているのか、これから使えそうなのか、あるいはそこの、例えば既存の物性目標はこれぐらいだったけれども、これからはそこを広げていくのか、それとも他の樹脂で代替できるのかとか、そういったところは設計のところにまた立ち返って考えていくところだと思いますので、その辺りも意識しながら、運用のところはしっかり議論をしてまいります。

それから、指定再資源化製品のところは、まさに回収された後のところ、今回の指定再資源化も自主回収と再資源化までがメーカーに求めているところなので、再資源化されたものをまたちゃんと循環資源としてどう回していくかという観点も当然重要なところだと思いますので、その観点は、まさにこの再生資源の今後の利用拡大プランに限らず使っていくところだと思いますので、そうした観点でもしっかり検討してまいりたいと思います。

○梅田委員長 ありがとうございます。それでは、対面の委員の方々のコメントは一通り終わりましたので、お待たせしました、オンラインのほうに行きたいと思います。岡部委員、末吉委員、大和田委員、金澤委員の順番でいきたいと思います。

まず最初、岡部委員、よろしくお願ひします。

○岡部委員 御説明ありがとうございます。議論はすごい詳細で、とてもすばらしいと思いました。2年前ではこんなことがなかったなと思って、大変感銘を受けておりました。

1点なのですけれども、委員からの指摘等もあったという話がありましたが、主要国との整合性という観点で、以前も言いましたし、私はアメリカの大学の連携教授もしているので、ちょっと気になっているのが、米国目線が非常に欠如しているのではないかという

ことを大変懸念しています。

サーキュラーエコノミープランだとかC E N E L E C、E L Vといったものは全部欧洲のコンセプトですけれども、先週まで1週間米国に滞在しました。ワシントンD. C. に近いボルチモアに滞在したのですが、完全に流れが変わっていて、S D G s、サーキュラーエコノミー、カーボンニュートラルは口にできないような環境に変わっています。カナダ、L Aで山火事がいっぱい出ているにもかかわらず、それはもうタブーで、会場からは触ってくれるなという感じがありました。

欧洲の付加価値税、日本の消費税に対して、これらは非関税障壁であるということで関税がかかっているのですが、会場にいる人たちの話を聞くと、これから環境規制補助金といったものに対しても関税をかけていく方向になるだろうという予想が出ています。非常に心配しているのは、日本だけが独自に先に定量規制を立てたときに、それがアメリカ側から見ると、彼らは環境問題などないという立場を取っていますので、参入障壁になる可能性が高いということが、会場のみんなが心配していたことです。

結局、今回のトランプ政権はかなり手ごわくて、E U、カナダの理想論に基づく規制に対するカウンターとして、現実論としての関税というものを当ててきますので、しっかりとアメリカ当局と調整して、このような法律を通す場合は進めていただきたいなとちょっとアメリカにいて思いましたし、これから2か月に1度アメリカに行かないと、これはどんどん変わるなという感じを受けました。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。葉山補佐、お願いします。

○葉山資源循環経済課統括補佐 ありがとうございます。トランプ政権になってから、C Eだけでなく、G X全体への振り戻しがあるのではないかというような御指摘は、さきの国会などでもいただいたところであります。

他方で、おっしゃるように政権自体は、そういったすごく強いメッセージ性を打ち出しておりますけれども、各企業の投資行動といいますか、既にサンクコスト的に前もって前政権の中で投資したものもございますし、少しスピード感の調整というところはもちろんありますが、方向性自体が180度変わったということではないと我々は認識しております。ですので、今回資源法は、さきの通常国会ではG X推進法と一緒に審議がされて成立しておりますけれども、G Xのフレーム自体は変えずにこれからしっかりとやっていくというのが経産省としてのスタンスでございます。

他方で、グローバルな展開をしている企業さんからすると、やはりそういったグローバル潮流の動向というのは非常に気になるところだと思いますし、これから我々も欧州の動向だけでなく、例えばアメリカですとか中国ですとか、そういったところの動向もしっかりとらまえながら、この制度の運用のところ、あるいはその制度見直しを5年以内ですと言っていますけれども、その方向性のところは検討しないといけないと思いますので、ぜひ岡部先生のアメリカの出張行かれたところの御意見ですとかお話をぜひ伺いながら、我々もしっかりと見直しのところは検討してまいりたいと思います。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、次は末吉委員、お願いします。

○末吉委員 末吉です。ありがとうございます。ヒアリングも含めた丁寧なまとめ、本当にありがとうございます。

私からは、全体に対して1つコメントと、あと数点、細かいところで意見を申し上げたいと思います。

まず全体に対してですけれども、やはり政府のイニシアチブというものは非常に大きいなということを再確認いたしました。今回作っていただいた資料からもうかがえるのは、やはり大手メーカーの再プラに関する取り組みの本気度です。これは経産省ですとか内閣府の再プラに関する特別な注力のたまものであるなと感じました。

あと、日本企業というのは、周りもやるイコールやり損にならなさそうと思うときちんとやると思いますので、この進め方は非常にいいなと思っております。

あと、以前から申し上げてきているのですけれども、今回の議論には入らないというのはもちろん分かっておりますが、繊維の議論というのは今後も必要だと思っていますし、あとは銅ですとかガラスなど、まだほかにも再生資源化される期待が大きい素材は多いなと感じました。

細かいところにいきますと、資料5の8ページのところに、リチウムイオン電池の箇所で、一体型製品での回収体制の強化の必要性ありという記載があるのですけれども、既存の家電量販店での店頭回収に限らず、そのほか回収拠点インフラ——民間ですとか行政も含みますけれども——をどう拡大できるのかというのが鍵であって、そのためにも再生利用における経済採算性の担保が必要なのではないかと思っています。

ロジックとしては、ハンディーファンなど、小型なものほど量販店で販売時に必ず回収できるわけではないので、やはり広く生活活動線上での回収インフラの設備が必要なのではないかなと思います。

ただし、回収のリサイクル業者の方々にもお話を聞いておりますが、回収にすごくコストがかかっていて、例えば小型家電の回収ボックス自体が金属製で、とても高価であったとか、制度開始当初は補助があったけれども、現状拡大し切れていないですかとか、あとドライバー不足の中でトラックを動かすこと自体もコストになっていて、それが非常に上がっていると聞いております。なので、それをカバーする意味でも、事業の採算性を持たせようと思うと、回収したものが最終的に売れないと意味がないと。この議論の中でも何回も言われていると思いますが、現状、再生材は売れないで難しいということで、この制度でそこが変わるなら、事業の継続性の可能性がようやく出てくるのではないかなと思います。

2点目が、資料5の9ページに、勧告・命令に関する生産量または販売量の要件が示されているのですけれども、昨今、個人事業者が海外製品を国内に輸入販売している事例も多くなってきている印象があるのですが、そのような製品の回収というのは、自治体での一般廃棄物の回収に頼っているのかということも生活動線上の回収拠点設備への課題感があるなと感じています。

それから、3点目が資料5の4ページに、容器包装のところで、効率的な回収・選別体制の構築とのみ記載があるのでありますけれども、消費者からの回収量と質を向上させるための回収拠点の設備と、それから各拠点から選別拠点までの輸送効率化ということが、やはりこの業界ではとても大事なのではないかと考えています。

それから、資料3の10ページのところでは、分別技術にコストをかけるよりも、消費者から収集する際に分別したほうが効率的という意見が示されているのですけれども、これも回収拠点の充実と消費者の分別排出に関する意識向上施策が重要であると思いました。

あともう2点なのですけれども、4つ目が、この資料を見ても、もしかしたら、まだ市場創出の観点では機会がありそうだなというのも感じておりますし、例えば資料4の5ページに、安全に回収するための取組として使い切った上での排出の呼びかけを行っているが、より浸透させるために周知の継続が必要であると書いてあるのですが、これ、消費者目線になると、もしかしたら現実的ではないのかなと思ったりもしました。つまり、周知だけが必ずしも答えではないのかなということなのです。

もちろん、安全性という観点からは、この呼びかけはとても大事だと思うのですけれども、もし出口があれば、小まめな回収でも可能性が上がるるので、その観点から議論があつてもいいのかなと思いました。ただし、発火リスクですかを鑑みると、回収頻度を上げ

る必要があるかもしれませんと。そうなると、事業採算性が下がるというトレードオフが出てきてしまうのかなと思いますけれども、使いかけでも問題なく回収、再生する仕組みは事業の機会になるのかもと思いましたが、これは議論をせねばいけないことの1つかなと感じたので、言わせていただきました。

あと最後、澤田委員が消費者のことを言ってくださいましたけれども、この不景気の中で、環境にいいから高くても買うという消費者が果たしてどれくらいいるのだろうかというのは、私も活動をやってきている中で非常に疑問に思っているところでして、消費者に高くても買ってもらえる状況をどうつくるのかというのはとても大事ではあると思うのですが、環境負荷の高い製品ですとかバージン素材で作られたものほうが価格が高いという状況にしていく検討も、もしかしたら必要なのではないかなど。環境に配慮した製品の価値を理解して、意識的に選ぶ消費者が増えることだけに今頼っていると、必要な量の需要というのはなかなか生まれてこないのではないかなど、特にここ最近感じています。なので、政府の制度設計ですか規制というのではなく大事であると考えています。ただし、啓発ですか教育、それから表示を分かりやすくすることというのではなく大事で、やはりもっと力を入れていくべきだなと思っています。

最後に1つシェアしたいのが、ここ最近、日本財団が環境をテーマに、18歳意識調査というものを行っているのですけれども、環境問題について学校で学習した経験の程度別を見ると、学習した経験の認識があればあるほど環境配慮の取組を行う傾向にあることが分かったというような結果も出ています。なので、学校教育、それから消費者教育というのではなく大事なところですので、これは継続的に、さらに力を入れてやっていくべきだと考えています。

以上です。ありがとうございます。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、葉山補佐、お願ひします。

○葉山資源循環経済課統括補佐 ありがとうございます。複数の観点にわたって御指摘いただきまして、ありがとうございます。

最初の繊維のところは、今後の追加製品ですか、銅、ガラスの今後の再生資源の拡大というところは、引き続き状況を見ながら検討をぜひしていきたいなと思っております。

それから、回収拠点の充実ですか消費者の意識向上をどうやっていくかという点について、幾つか資料を御指摘いただきながら御意見いただきました。おっしゃるように、回収拠点を充実させると、その輸送のロジックをどう置くのかとか、そういったコストとの

バランスもありますので、なかなかそこの部分が今十分にはできていないところではあるのですけれども、消費者が最初どこに廃棄物として出すかという観点では、その自治体のごみの収集拠点場というのが最初のタッチポイントになってまいりますけれども、そこでどういった仕方で排出すべきなのかというところについては、啓発ですとか表示の仕方ですとか、まだまだ十分できていないところはあると思いますので、先ほど申し上げたようなメーカーとの連携ですとか自治体へのプッシュ型広報の在り方というのも、今後、環境省とも連携しながら考えていまいりたいと思っております。

それから、消費者の啓発に関して、学校教育とかそういったものを組み合わせながらという御指摘もいただきました。その点につきましても、今後、供給拡大策だけでなく、こうした周知啓発の観点でも、各製品ごとに共通の課題だと思っておりますので、そういう観点でも、引き続きしっかり施策は展開してまいりたいと思います。

○梅田委員長 ありがとうございます。それでは、次は大和田委員、お願ひします。

○大和田委員 ありがとうございます。非常に丁寧に御検討いただいて、指定再資源化製品案などは、すばらしい調査と現状認識に基づいた提案になっていると思っておりますので、基本的には異論ございません。

ただ、再生資源の利用というところですけれども、ここは業界としてその体制を本当に確立できるかは、自動車工業会さんの意見にもありますが、非常に難しいと思っています。それについて少しコメントをさせていただければと思います。

まず再生資源利用に関して、業界あるいは製品ごとに利用率を決めていくというのも非常に重要だと思っています。ただ、技術的、経験的、そして歴史的に見ても、残念ながらまだ現状では、再生資源の質と量の確保というのは、天然資源のそれらに比べるとまだまだ及ばない点があると考えています。

ただ一方で、日本の世界的競争力はと考えると、これはやはり超をつけてもいいかもしれません、高機能の製品とか部品あるいは素材の製造であると思っていまして、この点は今後も堅持する必要があると考えています。

したがって、日本の直近の課題、産業構造、あるいは資源供給構造と言ってもいいと思いますけれども、それに関しては、その質・量共に、残念ながら若干劣るその再生資源を活用できるような製品類と、安定確保ができるとは言いにくいところがありますが、天然資源を使った高機能製品類を段階的に切り分けて考えていくべきではないかと思っています。そして、その段階毎に再生資源の利用率を決めていくということが望ましいのではな

いかと考えます。

もちろん、こうして決められたその再生資源の利用率は、時代とともに向上させていくべきだと思っています。ただ、少なくとも、その製品全体の利用率については欧州等、先ほど岡部先生が米国のお話をされていましたが、米国をどこまで意識するかというのを見ています。

こうしたことは、恐らく各業界内で再生資源利用率を決めるときにも、当然議論がされることなのだろうと思いますけれども、こうした考え方をここで確認、再認識しておくというのが非常に重要なかと思っております。

それから、もう一つですけれども、これは澤田委員らも御指摘をされたところであります、もう一步踏み込んで、今後の動脈側の製品づくりというものを、再生資源の質とか量とかに合わせた、もちろんこれらは順次高度化を目指していくわけですが、こうした製品づくりというのもぜひ推進していただきたいと思っています。現状の製品づくり、その体制を堅持するということもちろん重要とは思いますけれども、今後はこの委員会で決めた、資源法でもうたっていたと思いますが、それなりの資源でそれなりの製品を作る、こうした製品開発が大変重要なと思っています。

技術屋というのは、実は私もそうですけれども、どうしても常により高度な製品というものを狙ってしまうわけです。持続的社會の構築を目指していく、我々地球市民などという言い方をすることがありますけれども、そういう視点からは、そのような製品づくり、そういう取組の拡大が今後大変重要なになっていくのではないかと考えております。

以上、コメントでございました。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、葉山補佐、お願ひします。

○葉山資源循環經濟課課長補佐 ありがとうございます。1点目のバージン材のところも切り分けをしながら考えていく必要があるのではないかという点、まさにその再生資源も、まさしくいきなり全て製品に組み込めるということでもないですし、使いこなし技術というところも、技術の進展とともにしっかりとウォッチしていく必要があると思います。

指定脱炭素化利用促進製品として、今後、計画ですか定期報告を事業者からいただきます。バージン材と組み合わせながら、既存の技術を組み合わせながら、皆さん製品設計をしていくということだと思いますので、この再生材利用だけでなく、例えば環境配慮設計の在り方はどうするべきかというところも多分に影響してくるところだと思います

ので、この再生材利用だけでなく、ほかの施策とも組み合わせながら、しっかりとそういった観点で検討してまいりたいと思いますし、世界的なトレンドのところというのも、先ほどいただいたような米国の動き、欧州の動き、あるいはアジアのところとかとも整合性を取っていく必要があると思っております。

それから、2点目のところも、製品づくりのところ、あと高品質だけでなくというところは、今後、その環境負荷をどう考えるかですとか、そういったところとも少しオフレードするところも出てくると思いますので、そういった観点で考えていきたいと思っております。

○梅田委員長 ありがとうございます。それでは、お待たせしました。金澤委員、お願いします。

○金澤委員 ありがとうございます。私からもコメントさせていただきたいと思っております。

まず、脱炭素化再生資源の指定についての容器包装、そして指定再資源化製品の指定についてのモバイルバッテリー、電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイス等でございますが、これをしっかりと回収して再資源化をしていくには、消費者であり分別排出者でもある国民の理解と協力が何よりも重要であると考えております。

そういった意味からも、静脈側である環境省、そして全国の各自治体の支援と協力、さらには業界団体の皆様との協力というものが不可欠ではないかと思っております。

そういった意味で、こういった施策を実際に行っていくに当たっては、地方自治体との連携・協力が重要になってくると思われますし、動静脈連携というものがさらに重要になってくると思われますので、そういった点にもいろいろな観点で取り入れていただけたらと思っております。

私からは以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、葉山補佐、お願いします。

○葉山資源循環経済課課長補佐 ありがとうございます。本当におっしゃるとおりだと思います。今回、動静脈連携だけでなく、間に製品を排出する際の排出者たる市民の方々ですとか自治体の皆様、それから関係省庁としての環境省、どの政策を進める上でもキーステークホルダーになってくると思っております。

こういった事業者との連携だけでなく、こういった多様なステークホルダーも巻き込みながら、制度の実効性というところは、改めてどう高めていくかという観点は検討して

いく必要があると思いますので、そうした多様なステークホルダーの巻き込み方についても、引き続きこの小委でも議論いただくように事務局としても検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○梅田委員長 ありがとうございます。こちらで把握している方は以上だと思うのですが、それ以外でよろしいでしょうか。2回目でももちろん、あと数分は。では、高尾委員、お願ひします。

○高尾委員 1点だけ。自動車のところで輸入再生プラを用いることになった場合、国内資源循環を加速する当初の目的から逸脱する懸念ありという一文があるのですけれども、皆さんとして、輸入再生プラは国内産再生プラと比較して優先劣後させるのかどうなのか、もしくは何も規制等なく、輸入再生プラがいい人は別にそれでどうぞということなのか、この辺りの考え方というのが……。

何も考えずにこのままでいくと、多分頑張って作った市場が、もしかしたら本来と違う目的で使われてしまうことになるかもしれないという懸念もあるかもしれない、その懸念がないかどうかという検討も含めて、この辺りの考え方をもしあれば、お伺いできますか。

○梅田委員長 最後に大事な論点が出てきましたけれども。

○葉山資源循環経済課統括補佐 ありがとうございます。非常に重要な論点だと思っております。

現時点での明確な色分け、例えば輸入再生プラであれば使ってはいけないというような、明確な色分けまでは踏み込めないと思います。というのも、欧州のほうも当然に、そのところはイコールフッティングという形で、他国の再生プラも含めて規則の中で扱っていいということだと思いますので、我々のところもそういった方向性で検討はしておりますけれども、他方で、この制度の趣旨としては、当然国内資源循環をしっかりと拡大していく、そういった市場を育てていくということが本丸でございますので、制度の実効的なところと、あとは今後の政策としてどの方向性に誘導していきたいかというところのバランスはしっかりと取っていく必要があると思いますので、このところは供給拡大策として、それこそさっき御指摘いただいたような、目標に向けてどうバックキャストして策を打っていくか、それによってどれぐらいの市場規模がつくり上げられていくかというところとも深く関わっていくところだと思いますので、引き続きしっかりと検討させていただきます。

○梅田委員長 ありがとうございます。そのほか、オンラインの委員の方々、よろしいでしょうか。

あと最後、本日御欠席の池田委員より御意見をいただいているので、事務局より発表いただきます。

○葉山資源循環経済課統括補佐 代読させていただきます。

#### 【池田委員コメント】

前回の小委員会や下部ワーキングでの議論等を踏まえて、脱炭素化再生資源の指定要件の記載ぶりなど改善いただき、ありがとうございます。

その上で以下のとおり意見を申し上げます。

##### 1、指定脱炭素化再生資源利用促進製品の対象製品について。

指定脱炭素化再生資源利用促進製品として、自動車、家電4品目、食品や衣料品を除く容器包装を指定することに異論はありません。ただし、質のよい再生材が安定的に供給される見通しが立たないまま、再生材利用に関する計画策定と定期報告を求め、再生材の利用を強く促すことは、かえって事業者に輸入再生材への依存度を上げざるを得なくなることを懸念します。

現在の供給の能力（回収量）、リサイクル技術、リサイクル市場規模コストなどを把握し、国内静脈産業を育成することが肝要です。

食品容器包装の追加検討に当たっては、食品衛生法に適合する安全な再生材が供給可能な環境を整えることが重要です。生産量または販売量の要件として示されている各製品の閾値に関して、とりわけ家電4品目では、プライベートブランド商品やサードパーティによる製品も増加しており、市場動向も踏まえた見直しを定期的に行うべきです。

再生材利用に関する消費者啓発と消費拡大を併せて進めていく必要があることから、本来、業界全体として取り組むことが重要と考えます。

##### 2、再資源化製品への製品追加について。

指定再資源化製品として、電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイスを追加することに賛成します。これら製品に関しては、認定を受けたメーカー等には廃棄物処理法上の特例が予定されているところ、実際に消費者とのタッチポイントに当たる販売店や回収拠点における課題も踏まえ、回収が促進される仕組みとすべきです。

実効性のある仕組みとするため、今後、製造事業者に加え、キャリア事業者や販売店な

ど、関係事業者からの幅広い意見聴取をお願いいたします。

携帯電話用装置においては、通信事業者からより多くのリチウム蓄電池を回収するため、携帯電話に加え、タブレット製品やウェアラブル端末も対象とすべきとの要望がございまして、同じ回収拠点で複数の品目を合わせて回収することも一案と考えられます。

以上となります。

○梅田委員長 ありがとうございます。それに対してのお答えは、やはり葉山補佐がやりますか。

○葉山資源循環経済課統括補佐 ありがとうございます。幾つか既にお答えしている点もございますので、まだお答えしていない点として最後の家電のところ、今後しっかりと4品目以外のところの検討もというお話をいただいています。こちらは、まさに今後、家電の中でも既に家電4品目で取ったプラスチックを他の家電製品に使っていくという取組ももちろんございますし、逆の方向性もしかりだと思いますので、今後、需給見通しですか技術的な動向なども踏まえながら、製品拡大のところについてはしっかりと検討してまいりたいと思っております。

それから、指定再資源化製品のところで、タブレット製品とかウェアラブル端末などもという御指摘もいただいております。こちらも先ほどの、例えばハンディーファンなど、今回指定をしていない製品以外についても、流通事業者の状況ですとか回収の状況など、そういうものを踏まえて追加検討の対象として検討してまいりたいと思います。

以上となります。

○梅田委員長 ありがとうございました。では、予想どおり時間を過ぎてしまって、司会の不手際で申し訳ないです。

ありがとうございました。これで委員の皆さんの御意見の場を終わりにして、最後、私からも発言させていただきたいと思います。

今回である種、結論を出さなければいけないのですけれども、私自身、結構迷いまして、指定再資源化製品のほうは回収するという話なので、今までの考え方の延長線上にあるのでいいとして、指定脱炭素化再生利用促進製品のほうをどうするか。これらの資源だけでいいのかとか、これらの対象を製品として選んでしまっていいのかというのは悩ましい。ヒアリングのところでも、いろいろなコストであるとか競争力の話とかいろいろ出てきました。考え方としては、まずは先行的に実施するという視点で、これらの資源と製品を選

ぶ。多分やれるであろう製品であるし、対象にする意義のある製品を選んで、これを実施していって、問題をどんどん抽出していくというような視点に立てば、あながち悪いことではないかなと思っています。

ですから、事務局にはこれを実施して、執行をしっかりとしていただいて、現状をつぶさに把握して、常によくしていくような仕組みを回していく。大事な論点は、ある種もう既に出尽くしているところもあると思うので、それがうまく実装できるような形で、細かくは具体的な障害が出てきたら、それを潰していく。

これは今までのごみを回収しましょうという話と、活用できる資源を回収しましょうという話とでは違っていて、やはり発想を変えていくということが大事だと思いますし、その効果は少しあるということありますし、大きくは日本のプラを代表とするような資源循環をどうやってつくっていくのか。最後、高尾委員からあったような、製造は外国でやっているという点での輸出入もあると思いますので、大きな意味での日本の競争力と、人々のウェルビーイングにどうやってつなげていくかというバックキャストの論点もありますし、そのことをしっかりと見据えて、うまく回していく。これで終わりだったら何にもならず、ただやるがための法律になってしまって、そこをしっかりとやっていただくという前提で進めていただければいいのではないかなと思いましたというのがコメントです。

○葉山資源循環経済課統括補佐 ありがとうございます。おっしゃるとおり、論点、課題はまだ山積していると思います。ここからがこの再生材利用拡大もそうですし、エコデザインとして日本の強みをどう生かしていくかというところで、それがちゃんとグローバルな産業競争力強化として生きていくという制度に真にできるのかということが、これから2030年にかけても重要だと思っておりますので、ぜひここをスタート地点として、引き続き小委の委員の皆様とも議論を重ねながら、しっかりと日本の競争力強化につながる形でこの制度を強いものにしていければと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○梅田委員長 ということで、やはり動いてみないことには始まらないということで、今回のこの改正資源有効利用促進法施行令に関わる製品指定及び今後の進め方について、ここまで議論を伺って、大きな方向性としては、ほぼ合意されつつあると認識、理解しております。

本日、皆様方からいただきました御意見、御議論に基づき、製品指定や今後の進め方について事務局と調整いたします。具体的な方針に関しては御一任いただければと存じます。

製品指定のほうはかなり合意できたと思いますけれども、今後の進め方についてはまだ詰めが甘い。甘いとか私が言ってはいけないのかもしれませんけれども、そこは詰めていくという形で御一任いただければと思います。

その上で、パブリックコメントの実施及びその内容、反映についても御一任いただければと存じますが、この方針に関して御了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。会場からは異議なしという御意見いただいておりますが、オンライン参加の方々、御意義がある方がおられましたら意思表示をお願いしできればと思います。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、特にないようですので、今の方針で今後の進め方につきまして御了承いただき、あと、整理させていただきます。合意いただき、深く感謝申し上げます。

以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。皆様、大変活発な御議論を賜り、誠にありがとうございました。

三牧課長より閉会の挨拶をお願いいたします。

○三牧資源循環経済課長 本日も大変活発な御意見ありがとうございました。また、大まかな方向については御了承いただけたというところで、その点もありがとうございました。ただ、先ほど葉山も申したとおり課題山積、今日も宿題をたくさんいただいたと思っております。

時間がないので、ざっくりですけれども、大きく分けると4つかなど。1つ、ビジョンを具体化していくと。需給の話、これは量も質もコストの話もありますけれども、この辺はもう少し具体的に、丁寧に見ていく必要あるのかなど。また、これも地域ごとにしっかりと見ていかないといけないですし、使用製品のレベルの話、また、資源の種類のレベルの話、この辺もしっかりと見ていかないといけないと。

また、先ほど国際情勢、アメリカの話も岡部さんからいただきましたけれども、サーキュラーエコノミーは目的としてしっかりと進めていきながらも、あくまでも国民が豊かに、企業が成長していくためのツールなので、現状の国際環境とか国内の現場をしっかりと踏まえて、どういう国内の需給体制というか仕組み作っていくかと。そういうところをもう少し具体化を丁寧にやっていく必要があるのかなど。

さらに、ビジョンを実現していくために必要なことは何なのだろうと。地域ごとの需給の体制だったり、あとは品質とか分別回収についての消費者意識であったり、あと解体しやすい設計に向けた製品づくりとか、一方で、シートのバランスの再検討をまたするのかどうかというお話もありました。あと、管理システム、トレーサビリティーの話、こうしたところは何が必要なのかというのを、もう一回改めてしっかりと整理していくと。

それをまた実現していくためには、我々の施策ツールを当然しっかりと想えていかないといけないですし、指標とかそういう測り方の話もありましたし、自治体の協力のお話、官民連携の話とか、こうした役割分担もまたしっかりと整理、想えていかないといけないなど。

あと、こうした制度を企業だけ負担しないような、そこの負担の軽減とか負担の分担の話もございました。そう意味で、インセンティブとか回収拠点の拡大の話、こうしたこともしっかりと想えていきたいなと思っております。

最後、その上でスピード感です。定量目標の話とか教育体制の整備の話、ちょっと時間がかかるような話もありますけれども、この辺しっかりと想えていかないといけないですし、仕切り基準の引下げの話とか対象製品、資源の拡大の話も、スピード感、どうやって進めていくかもしっかりと想えていかないといけないなど。

そう意味では、宿題がたくさんあるのですけれども、あわせて、今回の資源法の話で言えば、先ほど、まず先行的にという委員長の話がありましたが、この制度をどう育てていくのかと。執行の話もありましたけれども、やはりスピード感を持って見直していかないといけないところがありますし、実効性を持たせるために、執行のやり方もしっかりとまた御相談させていただければと思います。

私も来てまだ1か月ちょっとですけれども、サーキュラーエコノミーの分野、産業政策、社会施策として可能性を感じております。そう意味では、皆さん熱心にお話しいただいたように、やはりビジネスの最前線になっていきますし、自治体としても重要な課題、そういう意味で非常に関心が高い分野でございますし、消費者も巻き込んで、対象も広い——私は昔、省エネをやっていたので、省エネも似たところがあったのですけれども、対象も広いですし、その意味としてツールも広いので、そういう意味で、今、経済産業省の中でも一丁目一番地と言っていいぐらい大事な施策だと思いますので、今日、本当は皆さんと4時間、5時間ぐらい議論できてしまうと思うのですけれども、また改めて意見を聞く機会をつくらせていただければと思いますので、今後もよろしくお願ひいたします。

本日は長時間、誠にありがとうございました。

○梅田委員長 三牧課長、ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

○葉山資源循環経済課統括補佐 ありがとうございます。本日の議事録は、委員の皆様に御確認をいただいた後に、経済産業省のウェブサイトに掲載する予定ですので、御協力、よろしくお願ひいたします。

また、先ほど委員長からもコメントをいただきましたけれども、本日の議論を踏まえ、パブリックコメントをこの後、整い次第、今後1か月程度実施してまいりますので、またその御報告も改めて小委の場でもさせていただければと思います。

最後に1点、御報告というか御案内がございまして、経済産業省では、大阪・関西万博のメッセ屋内展示場、W A S S E 南ホールというところがございまして、西ゲートのすぐ近くなのですけれども、そちらで9月23日から9月29日のテーマウィークがあるのですが、そちらでサーキュラーエコノミー研究所というイベントを実施します。

本日、複数の委員から御指摘いただきました消費者の啓蒙、啓発をどうしていくかという観点で、消費者の方々にも今、特に小・中学生を中心に人気を博していると言われています、科学漫画サバイバルというものとコラボレーションいたしまして、サーキュラーエコノミーの認知拡大、あと、身近な消費行動が実はサーキュラーエコノミーにつながるのだということを、具体的な体験も交えながらできるイベントということを、今、鋭意準備しているところでございますので、委員の皆様もし御都合が合えば、ぜひ万博には足を運んでいただければと思います。

私からは以上です。

○梅田委員長 ありがとうございました。では、第12回資源循環経済小委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——